

ブレ親教室 ~もく浴クラス~

日時 5月19日(土)午前9時30分~11時30分
内容 「赤ちゃんのお風呂の入れ方」
「抱っこ、オムツの当て方」
会場 保健センター
持ち物 母子健康手帳、テキスト代200円
定員 15組、電話、FAX(31-1018)、窓口にて先着順
問い合わせ 保健センター

こどものアレルギー教室
アレルギーの基礎知識

日時 5月7日(月)午後2時~4時
会場 保健センター
講師 尼崎産生協病院小児科部長 富永弘久氏
「計算しましょう!適正な体重と運動量」
会場 保健センター
対象 満3カ月から7歳6カ月で、今まで2回の服用が済んでいない小児。
問い合わせ 保健センター

母と子のよい歯のコンク - ル参加者募集

6月に歯の衛生週間の一環として、芦屋健康福祉事務所の主催で開催します。
日時 5月31日(木)午後1時30分~3時
会場 芦屋健康福祉事務所
対象 平成12年度中に3歳児健診を受けた子どもとその母親で歯と口腔内の健康状態の良い母子
申し込み 5月11日(金)までに電話で。
問い合わせ 芦屋健康福祉事務所 健康増進課

芦屋在宅栄養士会会員募集

地域の食生活改善活動を実践している芦屋在宅栄養士の会員を募集しています。
問い合わせ 芦屋健康福祉事務所 健康増進課

芦屋病院健康教室

第5回 テーマ「検診が大切 子宮癌」
「子宮とは」 多田博文産婦人科部長
「子宮頸部癌について」多田博文産婦人科部長
「子宮体部癌について」松村洋子産婦人科副院長
「子宮癌検診について」
札幌寛臨臨床検査科技師長補佐
日時 5月16日(水)午後1時30分~3時
会場 芦屋病院外来棟5階外科側(東側)ロビ-
問い合わせ 芦屋病院総務課管理係

糖尿病教室

日時 5月11日(金)午後1時30分~3時
会場 芦屋病院南病棟1階講義室
テーマ 「計算しましょう!適正な体重と運動量」
金山良男副院長長他スタッフ全員
問い合わせ 芦屋病院栄養科

小児マヒ(ポリオワクチンの服用)

日時 5月15日(火)、21日(月)、30日(水)
午後1時30分~2時30分
会場 保健センター
対象 満3カ月から7歳6カ月で、今まで2回の服用が済んでいない小児。
問い合わせ 保健センター

健康講座 ~乳がんについて~

日時 5月25日(金)午後1時30分~3時30分
会場 保健センター2階
内容 講義「乳腺疾患について」
講師 永松クリニック・永松馨介氏
実習「乳がんの自己検診法」指導 保健婦
持ち物 バスタオル、健康手帳
定員 20人(予約制)
問い合わせ 保健センター

5/1▶6/5 健康カレンダー

Table with columns: 内容, 日時, 対象・経費・その他. Lists various health events like vaccination, blood tests, and consultations.

芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所) ☎32-0707 国道2号線業平橋東へ150m

Table with columns: 内容, 日時, 対象・経費・その他. Lists health checkups and consultations.

保健と環境

日曜・祝日救急当番医
内科・小児科 9:00~17:00
休日応急診療所 ☎21-2782
(芦屋市医師会医療センター内、光光町5-13 1階)
歯科 9:00~12:00
夜間在宅輪番
*金曜日20時~23時は下記のとおり。()内は診療科目

第37回モンテペロ市交換学生が決定しました

交換学生事業がスタートしたのは、昭和三十九年(一九六四)、本年度を含み、百四十八人が交換学生としてお互いの市を訪問しています。
今年度は、天羽淑恵さんと東田萌さんの二人がモンテペロ市を訪問します。
期間 七月下旬から四週間
受入先 モンテペロ市内の家庭
一週間ずつ四家庭にホームステイ
行事 市長表敬、カーニバル、その他交流事業
プロフィール
天羽 淑恵さん(大学生 緑町)
趣味 ビアノ、フルト、映画鑑賞

東田 萌さん(高校生 伊勢町)
趣味 洋楽鑑賞、水泳、ピアノ、陸上競技、サイクリング
抱負 現地の人と会話をし、初めその地の文化を知ること、一人でも多くの人と言葉を交わし、そこから一つでも多くの事を吸収するよう努めたい。
ホームステイや市議会、警察署の見学など、普通の観光旅行では成し得ない貴重な体験を楽しみたい。

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の支払いが困難な時は免除申請をしてくださいます。
免除された期間は、年金を受けるための資格期間として算入し、その三分の一の期間は年金額に反映されません。
免除された月から十年以内であれば納めることができます。

医療助成からのお知らせ

「老人・乳幼児」福祉医療助成制度が変わります
平成十三年七月一日より、老人医療助成制度および乳幼児医療助成制度が次のように変わります。

『復興への歩み 阪神・淡路大震災 芦屋市の記録(1996.4 - 2000.3)』ができました
阪神・淡路大震災から6年余り、復旧・復興そして安全で安心なまちづくりへの取り組みをまとめました。「阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95~'96」の続編で、図書館、行政情報コーナー等で閲覧できます。
頒布場所 市役所内の行政情報コーナー(北館1階)、企画課(南館2階)
頒布価格 1冊1,500円 郵送による購入希望の場合は冊子代と郵送料380円(1冊)の切手を同封のうえ、下記へお申し込みください。
問い合わせ 企画課 ☎38-2005(〒659-8501 精道町7-6)

美術博物館 アートフリーマーケットを開催します

美術博物館という場を通じて、美術と生活を結びつけることを目的に「アート・フリーマーケット」を開催します。
広い範囲で創作と呼ばれる個人作品を、作日 5月3~5日 午前10時~午後5時
会場 美術博物館前庭
作品 広い範囲での個人の創作作品(絵画、彫刻、彫金、人形、刺繍、工芸作品、写真作品、Tシャツ、カードなど)に限ります。
観覧料:一般500(400)円、大生400(320)円、中学生以下無料
*()内は20人以上の団体料金
問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

「下水」の水質検査結果

Table with columns: 項目, 試験日, 3月21日(水), 4月2日(月). Shows water quality test results for various parameters like temperature, pH, and BOD.

芦屋の街は石の美術館

古代から古墳の石室にも積み重ねられてきた、芦屋神社で古墳の石組みが見学できますが、芦屋の山手には「しつこい」石を多く使った家があります。

芦屋は石の街でもあります。でも、石には大名の紋所のような印が刻まれ、大板に運ばれた石も、なかなかに芦屋に残されたままの石もあり、市内には「しつこい」刻印石がいくつもあります。また、歴史あふれる石の石造りも、水車に使われていた石の石造りも、その石が五十以上も積み重ねられた石垣が山手町にあるのは、小学校の見学の定番だからご存知のかたも多いことでしょう。芦屋の街は石の美術館です。

石や水鉢、そして庭から縁側にあるための、くつぬき石、など地元産の石が使われました。こうして石垣の街、芦屋ができました。その石はほとんどが粉砕もなしに芦屋の石で、工事によって地中から出土した石を利用してできたのです。



や、石臼、また水鉢、くつぬき石といった芦屋の生き証人です。また、敷石には、これは芦屋産ではありませんが、昔、市内の二号線を行っていた阪神国道電車(路面電車)の敷石を使っています。芦屋の歴史文化を石が語ってくれると思います。

夜間(17:00~9:00)水道修理事当番表【5月】

Table with columns: 店名, TEL, 当番日. Lists on-call staff for water pipe repairs.

問い合わせ 水道部工務課維持係 ☎38-2083

児童虐待の防止を考える

しつけ ぎゃくたい 躾ではない。児童虐待だ！

問い合わせ 生活環境部人権推進担当 ☎38-2055

「児童虐待」が大きな社会問題となっている。このため、虐待の定義を明文化し、親といえども親権があることを理由に、禁の範囲を超えた虐待を行うことは許されないことを明確にした「児童虐待の防止等に関する法律」が昨年十一月に施行された。

児童虐待防止法の制定 昨年の十一月に児童虐待の防止等に関する法律以下「児童虐待防止法」といいます。施行されました。児童虐待により悲惨な目にあった子ども(ニース)を目にするのが増えています。児童虐待防止法は、社会

児童虐待の防止活動

児童虐待とは 一般的に、親などの保護者から子どもが受ける人権侵害行為と理解されています。しかし実際にはその内容は明確ではありません。従来、保護者の行為が親の範囲内であるのかそれを超える児童虐待であるのかという判断が難しいことが原因で他人が介入できないという事態が多く見られたのです。

(写真は記事内容とは関係ありません)



その児童虐待防止法は児童虐待の定義に関する規定を設けました。例えばいわゆる身体的虐待については「外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること」と定められており、どのような行為が虐待に当たるかという点もある程度明確にしています。また、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、そのほかの保護

者としての監護を著しく怠ることも児童虐待にあたることを明示しました。このほか、心理的虐待、性的虐待に関する規定を置いています。このような定義の明確化は、児童虐待への早期の援助に役立つものと言えるでしょう。親権の行使だから児童虐待にあたらないということにならないことが明らかとなったのです。

児童虐待に対応する関係機関 児童虐待に対応する責務を負う機関にはさまざまなものがあります。が、中心的な機関児童相談所(子どもセンター)です。児童相談所とは児童福祉法に基づいて中心的作用を果たす行政機関であり、児童虐待に対する対策についてもさまざまな権限を有しています。このほか、福祉事務所、学校や幼稚園、病院や医師、警察、弁護士、家庭裁判所、法務局、保健所、児童福祉施設、カウンセラー、民生児童委員などさまざまな機関や個人がそれぞれの立場で児童虐待に対応しています。また最近、民間団体や市町村単位のネットワークが積極的に児童虐待の問題に対応する機会も増えています。

児童虐待の通告義務 関係機関が児童虐待に対応するためには、児童虐待の発生を知る必要があります。第六条として、児童虐待の発生を知った者が児童相談所に通告する義務が定められています。また第五條において、教師や医師、弁護士、児童福祉施設の職員など児童の福祉に職務上関係のある者に対して、児童虐待の早期発見に努めなければならないという義務を課されています。これらは他者と比較して児童虐待の問題全体について特別に高い意識を持つことが求められているのです。

児童相談所の対応 児童相談所は通告を受けた場合に迅速やかに子どもの安全確認を行わなければならないなどの規定も設けられました。また児童相談所が保護者に行う指導については、保護者がこれに従う義務があることが明確にされています。また第五條において、教師や医師、弁護士、児童福祉施設の職員など児童の福祉に職務上関係のある者に対して、児童虐待の早期発見に努めなければならないという義務を課されています。これらは他者と比較して児童虐待の問題全体について特別に高い意識を持つことが求められているのです。



(写真は記事内容とは関係ありません)

地域の役割 児童虐待に対する援助は前述のような関係機関を中心に行う行っていくわけですが、関係機関も地域の応援がなければ有効な対応をとることができません。児童虐待への有効な対応ができるかどうかは、地域の力にもかかっているのです。特に、親などの保護者に対する援助の側面では地域の役割は極めて大きいものとなります。多くの場合、児

児童虐待を行う保護者は、子育てに悩み苦しんでいます。地域の力で子どもだけでなく保護者をも支えていくことが児童虐待に対する最も重要な対応とも言えるのです。このように地域の力で児童虐待に対応した事業をご紹介しましょう。小学生のA君が家で満足に飯を食わせてもらっていないことや、ときどき軽いあざを作ったり登校してくることに担任の先生が気がつきました。その小学校は児童相談所にこの件について知らせた上で、対応の方法を相談しました。当面、担任の先生が地域の児童委員さんと共にA君のお宅へ訪問し、A君のお父さんやお母さんのお話を聞かせていただくことにしました。

地域の力が重要な 今後、児童虐待に対する援助の体制は整備されていく必要があります。一つは前述しましたような多くの関係機関を充実させ、また連携を強めることが必要です。特に児童相談所が対応を求められる児童虐待の事業は最近激増しており、児童相談所の体制の充実が急務です。また、児童福祉施設の大規模な充実も緊

急の課題です。また「関係機関に限ることなく、地域全体がこの問題に対する意識を高めていくことも大切です。現実に発生した児童虐待への対応においても、また悩みの多い保護者によりそって援助を行う上でも、地域の力がその役割は極めて重要なのです。今回の児童虐待防止法の制定を機に、地域の皆さんが一層この問題に関心を寄せていただくことを期待しています。

あなたの絵がポスターになる！

- 第23回芦屋サマーカーニバル ポスター募集 -

対象 市内の小中学生
テーマ 花火をテーマとした祭りの風景
(未発表の作品に限ります。返却はしません)
サイズ ハつ切り画用紙を縦に使用
申し込み 5月31日(木)必着まで下記へ
ポスターとして採用のかたと、ほか3人に記念品を贈呈します。

問い合わせ 芦屋市民まつり協議会
☎32-0522(月・水・金、午前10時~午後4時)
(〒659-0067 茶屋之町1-1 プラウンビル2FG号)

浜田 雄久 (はまだ たけひさ)氏
昭和43年生まれ(愛知県出身)。
平成5年3月、大阪大学法学部卒。同年4月、司法修習生(47期)。平成7年4月、大阪弁護士会登録。現在、なにわ共同法律事務所所属

児童虐待を行う保護者は、子育てに悩み苦しんでいます。地域の力で子どもだけでなく保護者をも支えていくことが児童虐待に対する最も重要な対応とも言えるのです。このように地域の力で児童虐待に対応した事業をご紹介しましょう。小学生のA君が家で満足に飯を食わせてもらっていないことや、ときどき軽いあざを作ったり登校してくることに担任の先生が気がつきました。その小学校は児童相談所にこの件について知らせた上で、対応の方法を相談しました。当面、担任の先生が地域の児童委員さんと共にA君のお宅へ訪問し、A君のお父さんやお母さんのお話を聞かせていただくことにしました。

地域の力が重要な 今後、児童虐待に対する援助の体制は整備されていく必要があります。一つは前述しましたような多くの関係機関を充実させ、また連携を強めることが必要です。特に児童相談所が対応を求められる児童虐待の事業は最近激増しており、児童相談所の体制の充実が急務です。また、児童福祉施設の大規模な充実も緊

急の課題です。また「関係機関に限ることなく、地域全体がこの問題に対する意識を高めていくことも大切です。現実に発生した児童虐待への対応においても、また悩みの多い保護者によりそって援助を行う上でも、地域の力がその役割は極めて重要なのです。今回の児童虐待防止法の制定を機に、地域の皆さんが一層この問題に関心を寄せていただくことを期待しています。

あなたの子育て 応援します！

保育所園庭開放・体験保育のお知らせ

【園庭開放】雨天中止。時間はいずれも午前10時~11時30分。1歳未満の赤ちゃんも越しいただけます。また、育児についてもご相談ください。

【体験保育】親子で保育所の午前中の生活を知っていただくのも、実費1,000円が必要です。申し込みは5月1日~18日に、各保育所へ。
*公募後、抽選にて決定し、はがきで通知します

問い合わせ 各保育所へ

保育所	園庭開放	体験保育
精道 ☎32-0510	【たんぼひろば】 第1・3木曜日	平成9年4月2日~平成12年4月1日生まれ 6組 7月2日~6日
打出 ☎22-5725	【あそびにおいで】 毎週水曜日	平成9年4月2日~平成12年4月1日生まれ 5組 7月17日~19日 8月21日~23日
大東 ☎22-0089	【おてんきひろば】 毎週水曜日	平成9年4月2日~平成12年4月1日生まれ 5組 6月5日~8日 7月10日~13日 11月13日~16日
岩園 ☎31-0335	【げんきっこ】 第3金曜日ほか1回	平成9年4月2日~平成11年4月1日生まれ 6組 7月9日~7月13日
緑 ☎34-0715	【どんぐりひろば】 毎週水曜日	平成8年4月2日~平成12年4月1日生まれ 5組 6月25日~29日 秋頃
新浜 ☎32-0410	【いっしょにあそび】 第2・4木曜日	平成9年4月2日~平成12年4月1日生まれ 6組 7月2日~4日 7月9日~11日

電話相談

上記の全保育所で実施しています。問い合わせは各保育所へ。

「保育所であそび」開催のお知らせ

日時 5月13日(日)午前10時~午後1時(各保育所で時間が若干異なります)

会場 上記、各保育所

対象 市内の各保育所(園)の保護者・子どもおよび周辺各地域の子育て中の親子

内容 ミニ運動会、バザー、エアロピクス、コンサート、ペープサート、人形劇など

問い合わせ 上記、各保育所へ

打出保育所、育児教室

日時 6月6日・13日・20日・27日(4回シリーズ)、午前10時~11時

対象 0・1歳児、10組

受け付け 5月1日~18日に、電話・FAXで上記、打出保育所へ

子育てセンター「子供フェスタ」みんなで遊ぼう！

日時 5月12日(土)午後1時~3時 内容 かぶと作り、伝承遊び、工作

会場 精道幼稚園 遊戯室・園庭 魚つり、シャボン玉遊び、

対象 家族でお越しください 大型紙芝居

*汚れてもよい服装でお越しください。

問い合わせ 子育てセンター(精道幼稚園内) ☎31-8006

人権相談所の開設

いじめ・いやがらせ、名誉棄損、信用問題等でお困りのかたは、お気軽にお越しください。秘密は厳守します。人権擁護委員(弁護士、各種の委員等)が相談に応じます。

日時 毎月第2・4火曜日 午後1時~4時
次回は5月8日(火)です。

会場 市役所北館2階会議室(2) 予約 下記へ

問い合わせ 生活環境部人権推進担当 ☎38-2055

9ch 広報番組ガイド

1時間目	5/1(6:00~)~5/14(~23:30)	開始時刻
00	みてみて9(番組ガイド)	6:00
05	あしやNOW(*) フォーカス芦屋「IT講習会」暮らしの情報「歯のはなし~歯周病~」	8:30
35	とびだせスタジオ あしやレポート(*) 「芦屋の学び舎~兵庫県警察学校~」 「食/心情報」メンバー募集「まちかどの不思議」 「救急当番医」芦屋市の相談窓口	11:00
50	情報カフェ	13:30
55	文字放送	16:00
2時間目	00 芦屋市民企画番組(*) 「LET'S GO TO THE ZOO」	16:00
00	芦屋の人(*) 「山村洋子さん(帽子デザイナー)」	18:30
30	撮りっきり芦屋(*) 「第13回さくらまつり」	21:00
20	西宮ライブラリー ふるさと昔話「今津の桜翁」	21:00
00	ニッポンみたま(30分番組)「幼い命を守るため...児童虐待防止」	

放送時間 午前6:00~午後11:30 (上記の順に午前6時から2時間30分サイクルで7回繰り返して放送します) (*)印の番組はビデオの貸出可

広報チャンネルに関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006

CATV加入に関する問い合わせ 協働ケーブルネット神戸芦屋(J-COM神戸・芦屋) 0120-13-8160

水道まめ知識

Q 転入・転出や転居するときの水道部への届けはどつすれば良いのでしょうか?

A 芦屋市に新たに住まれる場合、または市内で転居される場合は、使用前に水道の開栓届を水道部営業課までお届けいただく必要があります。電話でも受け付けていますので、お忘れのないようお願いします。

市外への転出や市内の転居の予定がある場合は、開栓届をしてください。この場合も電話での受け付けをしています。空き家で水道を実際には使用されていない場合でも、開栓届がない場合は基本料金をいただくことになってしまいますのでご注意ください。

受付日時 祝日を除く月・金曜日
午前9時~午後5時15分

問い合わせ 水道部営業課 ☎2081

子どもエコクラブに参加しよう！

会員になると、会員手帳、メンバーズバッジのほか、隔月で発行しているJECニュースが無料で配られます。

対象 小中学生の数人~20人程度のグループ

内容 地球とながよくなるための活動を考え実行する

地球を守る「アースレンジャー」になるためのとれーにんぐ・あくしょんをする

1年間がんばると「アースレンジャー」に認定されます

申し込み 大人のサポーターを決め、環境管理課にある登録用紙に記入して申し込んでください

問い合わせ 環境管理課 ☎38-2051

「あまごの放流」参加者募集

あまごの稚魚を放流して、環境を守り育てる事業に家族でご参加ください。

日時 5月13日(日)午前11時~(雨天決行)

持ち物 長靴、ごみ袋、タオル、バケツ

あまごはすくえせん。網は持ってこないでください

集合場所 芦有ゲート下の奥山堰堤(駐車場がありません。バスでお越しください)

5月1日、2日、7日、8日の4日間、午後5時までに電話で環境管理課へ

申し込み

水道まめ知識

Q 転入・転出や転居するときの水道部への届けはどつすれば良いのでしょうか?

A 芦屋市に新たに住まれる場合、または市内で転居される場合は、使用前に水道の開栓届を水道部営業課までお届けいただく必要があります。電話でも受け付けていますので、お忘れのないようお願いします。

市外への転出や市内の転居の予定がある場合は、開栓届をしてください。この場合も電話での受け付けをしています。空き家で水道を実際には使用されていない場合でも、開栓届がない場合は基本料金をいただくことになってしまいますのでご注意ください。

受付日時 祝日を除く月・金曜日
午前9時~午後5時15分

問い合わせ 水道部営業課 ☎2081